

津久見市議会 議会広報委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津久見市議会基本条例（平成26年津久見市条例第28号。以下「条例」という。）第22条第3項に規定する津久見市議会広報委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報誌「津久見市議会だより」の企画、編集及び発行等に関すること。
 - (2) 議会ホームページに関すること。
 - (3) 議会報告会等の開催に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報に関し必要と認められること。
- 2 委員会は、広報に関し、協議又は調整するときは、条例第22条の規定を踏まえ、広報の充実に努めなければならない。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は、11人（議長を除く。）とする。

2 前条第1項第1号及び第2号の活動に関する定数は、5人とする。

3 前条第1項第3号の活動に関する定数は、5人とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、第3条第2項及び第3項の活動に出席するものとする。副委員長は、第3条第2項に1人、第3条第3項に1人を置く。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い等)

第7条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 委員長は、必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、議会事務局において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。